

2月の税務カレンダー

国民健康保険 第9期
固定資産税 第4期

長崎市ホームページより



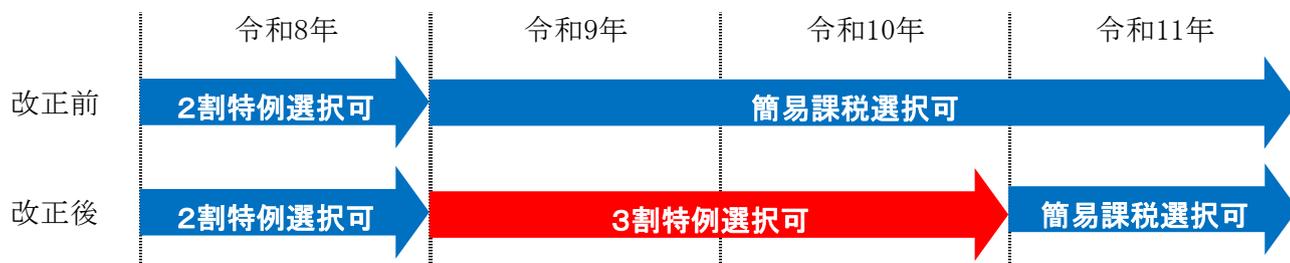
令和8年度 税制改正大綱 その2

今回は、消費課税に関する概要の一部をお知らせいたします。

消費税課税改正〈インボイス制度の経過措置の見直し〉

① 2割特例の経過措置終了後の見直し

インボイス制度を機に課税事業者となった者に対して、納税額を売上税額の2割とするいわゆる2割特例の経過措置の終了期限が到来します。当初の経過措置では、2割特例の適用を受けていた事業者たちは、原則課税か簡易課税により消費税の申告を行うこととなり、多くの事業者にとっては、消費税の納税額は増える見込まれていました。今回の税制改正大綱では、一定の個人事業者については、令和9年と令和10年に含まれる各課税期間については、納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置が織り込まれました。

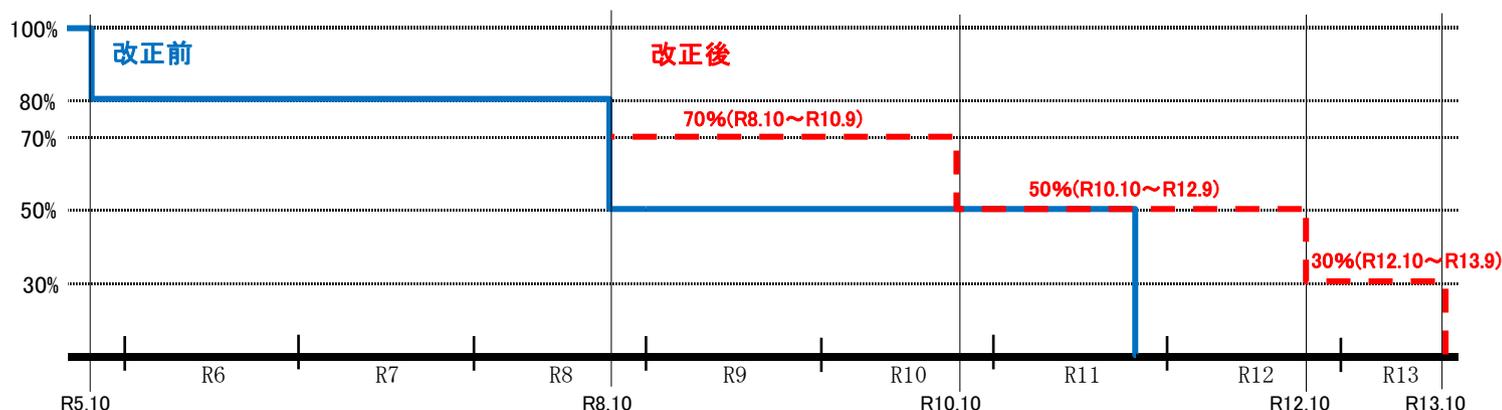


実務のポイント

- ・ 3割特例は、「法人」には適用されない。
- ・ 3割特例の適用を受けるための事前の届出は不要。適用を受けようとする場合は、確定申告書にその旨を記載。
- ・ 2割特例の適用を受けた事業者が、3割特例の適用を受けずに令和9年に簡易課税を選択する場合には、令和10年3月15日までに届出を行う。

② 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

インボイス制度の開始後は、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができませんが、免税事業者との取引で控除が可能な仕入税額控除の割合を、段階的に引き下げる経過措置が見直されました。



<類似業種平均株価表(R7年11月、12月分)・・国税庁が公表>

国税庁は令和8年1月9日付、「令和7年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A(株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。

URLは、 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r07/2506/index.htm>

昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月2日から3月16日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります。従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。ご相談は当事務所まで！